

子どもの権利を考える月間

毎年11月は、「東郷町子どもの権利を考える月間」です。町では、子どもの権利に関する啓発活動や取組を実施します。この機会に、みなさんも「子どもの権利」について一緒に考えてみましょう。

子どものみなさんへ

あなたは、生まれる前から愛され、大切に育てられる権利があります。それは、あなたが子どもであっても一人の人としてかけがえのない存在であり、家族や地域の宝であるからです。

そして、あなたもいずれは大人になり、社会に出るときがきます。

家族や友達を大切にすること、社会のルールを守ること、責任のある行動ができること、いじめや差別をしないことなど、今あなたにできることを考えてみましょう。

子どもに関する相談窓口

つらいことや悲しいことがあったときは、家族、友達、先生、地域の人など、話せる人に相談しましょう。

誰にも相談できなかつたら、次の相談窓口にご相談してください。

相談内容	相談窓口	電話番号など	受付時間など
子どもの権利侵害に関する相談	東郷町こども健康課	0561-56-5813 (直通)	月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日、年末年始除く)
いじめ問題や子どものSOSについて 子どもや保護者の相談	子どもSOS ほっとライン24	0120-0-78310 (052-261-9671)	毎日24時間
育児、里親、ヤングケアラーなど、子どもに関する相談	児童相談所 相談専用ダイヤル	0120-189-783	毎日24時間
子育てや親子関係の不安や悩みに関するLINE相談	親子のための相談LINE (こども家庭庁)	 LINE ◀二次元コードを読み取って、友だち登録をしてご利用ください。	毎日 午前10時～午後8時

編集：東郷町こども未来部子育て応援課

〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

TEL 0561-56-0736 ホームページ <http://www.town.aichi-togo.lg.jp>

東郷町子ども条例

東郷町は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利について文書に書かれた国と国との約束）」の考え方をもとに、「東郷町子ども条例」というきまりを平成26年に決めました。

あなたは、家族や地域の人から愛され、大切にされて健やかに育てられるかけがえのない存在です。あなたが夢や希望を持って幸せに生きていくことができるように、周りの大人があなたを支えていく責任があります。

そして、あなたの周りにも同じようかけがえのない存在です。お互いを思いやる心を持って、みんなで支えあい幸せなまちをつくりましょう。

東郷町子ども条例は、次の考え方に基づいて定められています。

- 1 子どもの幸せや子どもにとって何が一番大切かを考えること
- 2 子ども自身の気持ちや考え、行動する力を大切にすること
- 3 子どもの年齢や発達に配慮すること
- 4 子どもと大人が互いを理解し、地域全体で取り組むこと



子どもの大切な4つの権利

子どもの幸せのため、子どもが一人の人として育ち、学び、生きていく上で大切な権利を定めています。

健やかに成長し、安心して生きる権利

- (1) 命が守られること
- (2) 家族や地域から愛され、大切にされて生まれること
- (3) 愛情をもって心身ともに健やかに育てられること
- (4) 誰からも幸せを奪われないこと
- (5) 年齢や発達にあった環境のもとで生活すること
- (6) 健康に生活ができ、きちんとした医療が受けられること
- (7) あらゆる虐待、暴力、体罰、いじめや犯罪から守られること
- (8) 差別を受けないこと

自分の考えを表現する権利

- (1) 自分の考えを自由に持ち、表現できること
- (2) 年齢や発達に合わせて、自分の意見が尊重されること

自分らしく育ち、学ぶ権利

- (1) 自分らしく成長するために必要な情報を知ることができること
- (2) 必要な教育を受け、自ら学びたいことを学べること
- (3) 人への思いやりや人とのふれあいの大切さを知ることができること
- (4) 自然、文化、芸術、スポーツなどを通して、豊かな経験ができること
- (5) 年齢や発達に応じて、休んだり遊んだりできること
- (6) 心や体に障がいがあっても、個性や誇りが傷つけられないこと

参加する権利

- (1) 年齢や発達に合った活動に参加できること
- (2) 仲間を作ったり、集まったりして活動ができること



子どもの権利を守るために大人がしなくてはならないこと

大人は、子どもが夢や希望を持って幸せに生きていくことができるように支えていかななくてはなりません。そのために、大人がしなくてはならないこと（責務）を定めています。

大人の共通の責務

- (1) 子どもが地域社会の大切な一員であることを認識すること
- (2) 子どもが安全で安心して健やかに育つことができ、子どもの成長を温かく見守る地域社会となるよう努めること
- (3) どんなときも、虐待、暴力、体罰、いじめ、犯罪や差別により、子どもの心や体を傷つけてはいけないこと
- (4) 子どもの権利が侵害されているときは、知らないふりをしないこと

事業者の責務

従業員が家庭で子どもを健やかに育てることができる職場環境に配慮すること

保護者の共通の責務

- (1) 子どもにとって何が一番大切かを考え、愛情をもって健やかに育てること
- (2) 子どもが社会のルールを身に付けることができるように育てること
- (3) 子どもの権利を、子どもに理解させるよう努めること

学校や児童館、保育園など関係者の責務

年齢や発達にあわせて、子どもが社会性を身につけることができるよう導くこと

町の責務

- (1) 子どもの権利を守るための取組を行うこと
- (2) 子ども、大人、保護者、学校や児童館、保育園などの関係者、事業者が役割を果たすことができるように支援すること